

附編 東海地震に係る周辺地域 としての対応計画

＜東海地震に係る周辺地域としての対応計画 目次＞

第1章 総則	1
第1節 計画策定の主旨	1
第2節 地震・津波編の附編としての位置づけ	1
第2章 防災機関の業務	3
第1節 富津市の実施する業務	3
第2節 防災関係機関の実施する業務	3
第3章 事前の措置	7
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	7
第2節 事業所に対する指導・要請	10
第3節 広報及び教育	12
第4節 地震防災訓練	15
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	16
第1節 東海地震注意情報の伝達	16
第2節 活動体制の準備等	18
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	19
第4節 混乱防止の措置	20
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	21
第1節 活動体制	21
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	22
第3節 警備対策	28
第4節 水防・消防等対策	30
第5節 公共輸送対策	31
第6節 交通対策	32
第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策	34
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	38
第9節 避難対策	40
第10節 救援救護・防疫対策・保健活動対策	42
第11節 その他の対策	44
第6章 市民等のとるべき措置	45
第1節 市民のとるべき措置	45
第2節 自主防災組織のとるべき措置	47
第3節 事業所のとるべき措置	48

第1章 総則

第1節 計画策定の主旨

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置づけとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第2節 地震・津波編の附編としての位置づけ

1 計画の内容

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの社会経済活動を維持しながら、

(1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「警戒宣言」という。）の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

(2) 東海地震発生による被害を最小限に止めるための必要な防災措置

等を定めることによって、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、市、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示す。

2 計画の範囲

この計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報から警戒宣言が発令されるまでの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波編で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

(1) 東海地震が発生した場合の富津市の震度は、最も強い地域で震度5強程度とする。

(2) 警戒宣言の発令される時刻は原則として、最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なるときは、その事項について個別に対応措置をとることとする。

(3) 本市及び各防災関係機関並びに隣接市町等と関連する対策については、事前に調整を図るものとする。

4 計画の実施

本市の地域は、強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、この計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請によって対処する。

5 計画の位置づけ

本計画は、地震・津波編の附編として位置づける。

第2章 防災機関の業務

富津市及び本市の地域における防災関係機関が実施する業務の大綱は次のとおりである。

第1節 富津市の実施する業務

機 関 名	業 務 大 綱
富 津 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事。 2 東海地震対策の連絡調整に関する事。 3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事。 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事。 5 広報、教育、防災訓練に関する事。 6 消防、水防対策に関する事。 7 市が管理又は運営する施設対策に関する事。 8 例外措置としての市民の避難に関する事。

第2節 防災関係機関の実施する業務

1 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 大 綱
関 東 農 政 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関する事。 2 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関する事。 3 農地・農業用施設等、公共土木施設に関する事。
関 東 森 林 管 理 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保全に関する事。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。
関 東 運 輸 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶による安全輸送の指導に関する事。 2 鉄道による安全輸送の指導に関する事。 3 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関する事。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関する事。 2 船艇及び航空機の派遣等に関する事。 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関する事。 4 治安の維持、緊急輸送に関する事。
東 京 管 区 気 象 台 (銚子地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の知事への連絡に関する事。 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事。 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関する事。

2 県

県が実施する業務の大綱は、「千葉県地域防災計画（地震・津波編）附編」に定めるものとする。

なお、本市を所管する県の出先機関については、下記のとおりである。

(1) 君津地域振興事務所	(2) 君津土木事務所・同天羽出張所
(3) 君津健康福祉センター（君津保健所）	(4) 富津警察署
(5) 教育庁南房総教育事務所	(6) 中部林業事務所
(7) 君津農業事務所	(8) 南部漁港事務所
(9) 木更津港湾事務所	(10) 木更津区画整理事務所
(11) 企業局君津工業用水道事務所	

3 自衛隊

機 関 名	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊	1 県との連絡・調整に関する事。 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。 3 災害発生時における救援活動の実施に関する事。

4 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社（青堀駅、大貫駅、佐貫町駅、上総湊駅、竹岡駅、浜金谷駅）	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 鉄道輸送の確保に関する事。 3 鉄道旅客の混乱防止に関する事。
東日本電信電話株式会社	電報、電話等の通信の確保に関する事。
株式会社 NTT ドコモ	携帯電話等の通信の確保に関する事。
エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関する事。
KDDI株式会社	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事。
ソフトバンク株式会社	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事。
日本赤十字社 千葉県支部	1 医療救護に関する事。 2 こころのケアに関する事。 3 救援物資の備蓄及び配分に関する事。 4 血液製剤の供給に関する事。 5 義援金の受付及び配分に関する事。 6 その他応急対応に必要な業務に関する事。
日本放送協会	1 東海地震予知情報等の放送に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。
東日本高速道路株式会社 関東支社	1 東日本高速道路の保全に関する事。 2 災害時における緊急交通路の確保に関する事。

機 関 名	事務又は業務の大綱
日本通運株式会社 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支店	1 電力の需給に関する事。 2 電力施設等の保全に関する事。
東京ガス株式会社	1 ガスの供給に関する事。 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事。
日本貨物鉄道株式会社	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。

5 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人千葉県LPガス協会	1 ガスの供給に関する事。 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事。
公益社団法人千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関する事。 2 医師会医療機関との連絡調整に関する事。
一般社団法人千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。 2 歯科医師会医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事。
一般社団法人千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関する事。 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事。 3 地区薬剤師会との連絡調整に関する事。
一般社団法人千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関する事。 2 人員の緊急輸送の確保に関する事。
一般社団法人千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関する事。
千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。

6 一部事務組合等

機関の名称	事務又は業務の大綱
君津富津広域下水道組合	下水道事業に関する事。
かずさ水道広域連合企業団	水道用水供給事業及び水道事業に関する事。
君津中央病院企業団	感染症隔離病舎の管理、運営に関する事。

7 その他の公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
一般社団法人君津木更津医師会	1 医療及び助産活動に関する事。 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事。
一般社団法人君津木更津歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事。

機 関 名	事務又は業務の大綱
NPO 法人君津木更津 薬剤師会 薬業会	1 医療品の調達、供給に関する事。 2 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関する事。
富 津 市 商 工 会	1 市が行う応急対策への協力に関する事。 2 救援用物資の確保についての協力、あっせんに関する事。
君 津 市 農 業 協 同 組 合	1 県、市が行う応急対策への協力に関する事。 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
漁 業 協 同 組 合 (新富津・富津・大佐 和・天羽・湊川)	1 漁港施設の保全及び防災対策に関する事。 2 漁船の保安及び避難対策に関する事。
千葉県森林組合 南 部 支 所	県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
富津交通安全協会	災害時における交通安全対策の協力に関する事。
富 津 市 危 険 物 安 全 協 会	災害時における危険物の保安対策に関する事。
富 津 市 建 設 業 協 同 組 合	1 市内建設及び土木関係業者との連絡調整に関する事。 2 建設土木資機材等の確保に関する事。
社会福祉法人富津市 社会福祉協議会	避難行動要支援者の支援に関する事。
富津市観光協会	市が行う応急対策への協力に関する事。
かずさエフエム 株 式 会 社	1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知の協力に関する事。 2 市民に対する災害応急対策等の周知の協力に関する事。

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるためには、平時から不断の準備を進める必要がある。このため「富津市地域防災計画（地震・津波編）」においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

1 情報伝達手段の整備

機 関 名	内 容
総 務 部	1 防災行政無線の整備拡充 市民に対して、東海地震注意情報、警戒宣言の発令を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線の整備を促進していく。 2 他の通信施設の利用 非常時、通信の輻輳又は被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの機関等の通信施設を優先的に利用できるよう平素から協力体制を確立する。

2 建築物・構築物の耐震対策

機 関 名	内 容
建 設 経 済 部	1 建築物の耐震診断・改修の実施 (1) 市有の庁舎学校等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 (2) 防災上重要な市有建築物及び民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。 2 ブロック塀等の倒壊防止対策 危険なブロック塀等については、補強・改修の実施を指導する。 3 外壁等の落下防止対策 市街地等の道路に面した建築物の外壁、窓ガラス、屋外突出物等の補強・改修の指導をする。 4 施設等の点検整備 (1) 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩落防止施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 (2) 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。

3 道路、河川、地すべり等の対策

機 関 名	内 容
建 設 経 済 部	1 施設等の点検整備 道路、橋りょう施設について、定期又は随時に点検整備を行う。
君津土木事務所、建設経済部・消防本部	1 危険箇所 の把握等 急傾斜地等の崩壊による危険箇所 の把握及び指導を行う。

機 関 名	内 容
君津土木事務所	1 施設等の点検整備 海岸保全施設、急傾斜地崩壊防止施設、河川、道路、橋りょう施設について定期又は随時に点検整備を行う。

4 鉄道対策の強化

機 関 名	内 容
東日本旅客鉄道株式会社 青堀駅 大貫駅 佐貫町駅 上総湊駅 竹岡駅 浜金谷駅	1 旅客の避難対策 県及び村が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導體制を確立する。 2 沿線医療機関の調査 駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。 3 食料、飲料水の調査 発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。

5 食料確保の計画

機 関 名	内 容
建設経済部	1 災害応急食料の統制計画 発災時における応急食料の配給において、米穀小売業者から調達する米穀は、精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市内の小売業者又は卸売業者等と精米計画を策定する。

6 学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化

機 関 名	内 容
教 育 部	1 学校に対する指導 (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時にその取扱を熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は倒壊しないように固定する。 (3) 避難経路となる廊下、階段、出入口には避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壷、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊具施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止の措置をする。

機 関 名	内 容
君津健康福祉センター (君津保健所)	1 一般病院、診療所、助産所等に対する指導 市及び君津木更津医師会の協力を得て、次の事項を指導する。 (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医療品及び危険物等の安全対策 (3) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (4) 飲料水、薬品等の整備 (5) 発電機の整備
健康福祉部	1 一般病院、診療所、助産所等に対する指導に関する協力 2 医師会の協力を得て、保健所の指導に関する協力 3 社会福祉施設における対策 (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難所の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導・要請

宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等について、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請の事項等について定めるものとする。

1 防災対策上重要な事業所に対する指導、協力要請

機 関 名	指 導 事 項 等
消 防 本 部	<p>1 本計画に基づき市内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を定めるよう指導する。</p> <p>(1) 対象事業所 消防法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>(2) 計画策定上の指導要綱</p> <p>ア 消防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 火気の取扱 (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱 (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 <p>イ 予防規程</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱 (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検取扱 (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 <p>ウ 指導方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種の集会 (エ) 消防行政執行時、その他
君津健康福祉センター (君津保健所)	<p>1 警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設等の緊急点検、巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置

2 生活関連事業所に対する指導、要請

機 関 名	指 導 事 項 等
建 設 経 済 部	<p>1 食料品、生活物資等を扱う事業所</p> <p>(1) 生鮮食品の安定供給を確保するため、市内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p> <p>(2) 食料品及び生活必需品を取り扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を、商工会等を通じて要請する。</p> <p>(3) これらの指導、要請については県の指示に基づき行う。</p>

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として始動することから、これに対して防災上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、市民、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動がとれるように、平時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を指導する。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また、地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災関係機関、市民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市は平時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を実施し、東海地震対策に関する正しい知識の普及に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報計画を作成する。

広報例文等は市民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて次のとおり区分し、情報の混乱防止を図る。

- ア 平常時
- イ 東海地震に関連する調査情報発表時
- ウ 東海地震注意情報発表時
- エ 警戒宣言発令時等

(2) 広報の内容

広報は、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置き、広報すべき事項はおおむね次のとおりとする。

ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び法律運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

(ウ) 地震が発生した場合の本市域への影響度等

イ 警戒宣言時に防災関係機関のとるべき措置

ウ 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

エ その他必要な事項

(3) 広報の方法

広報の方法は広報紙及びその他の印刷物等にて実施する。

2 市職員に対する教育

市は、市災害対策本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発令さ

れた場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとるべき措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

- ア 防災教育は、原則として一般的事項については、総務部及び消防本部が実施するほか、必要に応じ各部局等において各所掌業務について実施する。
- イ 教育の方法は、研修会、講習会等によるほかパンフレット等印刷物の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

3 各防災関係機関における教育

市内の各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する地震防災応急対策業務が迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとるべき措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 防災関係機関の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

各防災関係機関は、各機関の特性及び実状に即し、効果的な方法及び手段を選定する。

4 児童生徒に対する教育

市教育委員会は、公立学校の児童生徒に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害等から身体的安全等を確保するための、必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育の内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の本市域への影響度、予想される危険度等
- ウ 東海地震が社会現象、人間行動等に与える影響

- エ 警戒宣言時に学校がとる措置
- オ 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

ア 内容の選択及び指導に当たって地域及び学校の立地条件を十分考慮する。

イ 指導内容を精選し、その指導を通して、他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

エ 避難訓練の実施に当たっては、学級活動の時間、学校行事等を効果的に関連づけ指導方法を工夫し、児童生徒が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 市総合防災訓練

市は、市内における各防災関係機関の協力を得て実施する総合防災訓練において、警戒宣言発令時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、発災対応型訓練を実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 防災関係機関の訓練

市内における各防災関係機関は、前項の総合防災訓練に参加するほか、防災計画の習熟、技能の向上を目的として、個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 自主防災組織等が実施する訓練

各地域における自主防災組織等は、市及び各防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、努力していくとともに、自主的な防災訓練の実施に当たっては、その特性及び地域の実状等を十分勘案し効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

また、この場合に必要な事項については、市及び防災関係機関の指導及び助言を受け、円滑な訓練の実施を図るものとする。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置は、原則として警戒宣言が発令された時点をもって行うこととなるが、本章においては東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じて実施すべき措置について定めるものとする。

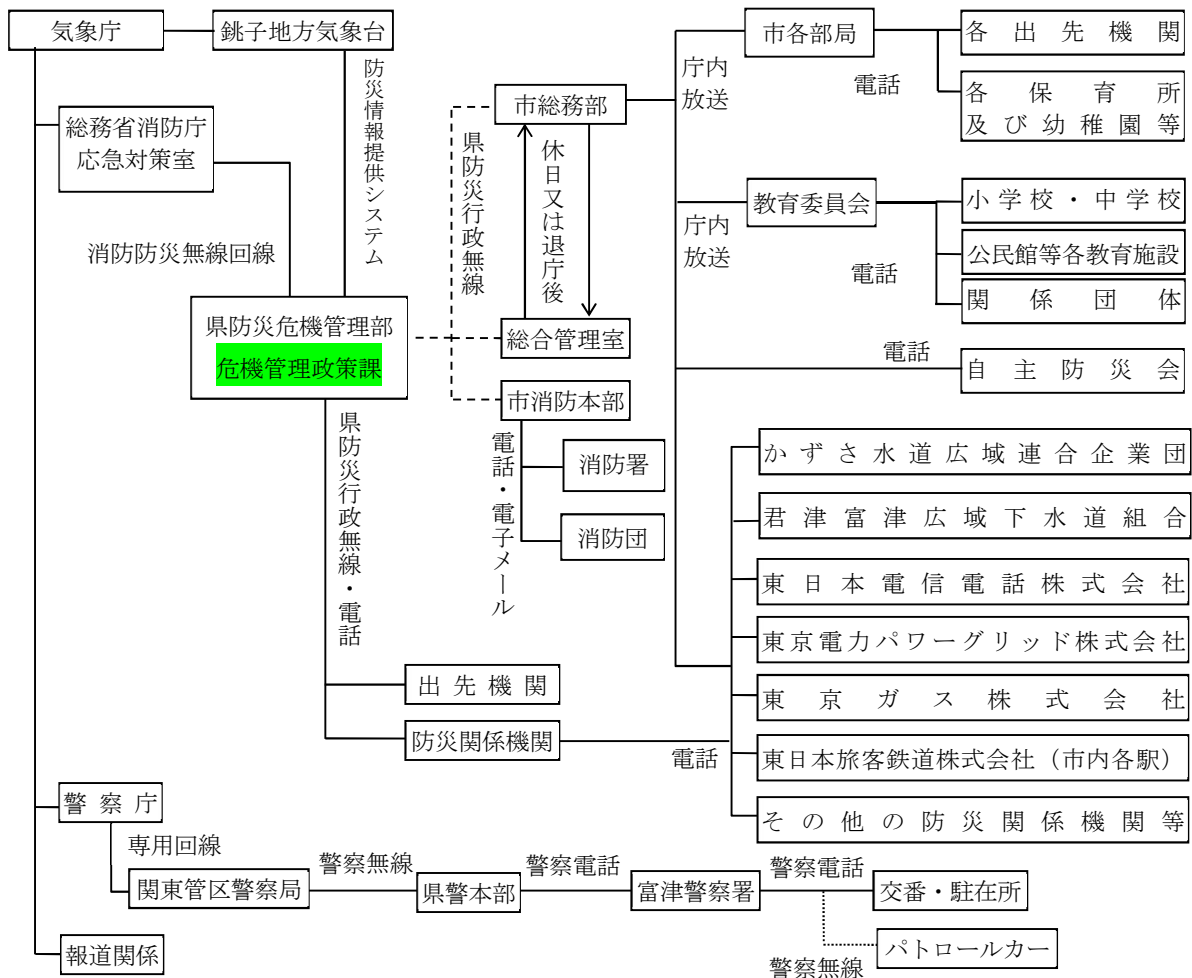
第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災関係機関は、市から東海地震注意情報に関する情報を受けたときは、円滑な連絡体制により防災措置が講じられるよう機関内部及び出先機関等に対する伝達系統、伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

（東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段）



2 伝達体制

機 関 名	内 容
富 津 市	<p>1 防災安全課は県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部局及び防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して直ちにその旨を伝達する。</p> <p>なお、勤務時間外においては、当直者又は警備員が県危機管理政策課からの通報を受信（領）し、総務部長に伝達する。</p> <p>2 市各部局は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関及び所管業務上必要な関係団体に伝達する。</p>
富 津 警 察 署	富津警察署は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を一斉指令電話、無線通信により署内各課、各派出所に伝達する。
防 災 関 係 機 関	各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに機関内部及び必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを併せて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備のための必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な体制をとるものとする。

機 関 名	内 容
総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、地震・津波編 第3章「第1節 災害応急活動体制」に基づき参集するものとする。 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災安全課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報、警戒宣言の発令等その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための必要な措置 (3) 県及び防災関係機関との連絡調整
消 防 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の動員 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防長は、東海地震注意情報を覚知したとき、全消防職員の動員を行う。 (2) 消防職員は、招集命令を受けたとき、又は報道機関の報道等により東海地震注意情報の発表の事実を知ったときは、あらかじめ定められた場所へ参集するものとする。 2 警戒隊等の編成 各所属長は東海地震注意情報に接した場合、警戒隊等の編成を行うものとする。 3 関係機関との連絡体制の確立
消 防 団	消防団は、本計画第5章 第4節に定める活動の準備を行うものとする。
富 津 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置 富津警察署に警備本部等を設置し、指揮体制を確立する。 2 警備要員の参集 東海地震注意情報の発表を受け、又は東海地震注意情報の発表の事実を知ったときは、警備本部要員及び警備部隊要員は応招するものとする。
東日本電信電話株式会社	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信量、通信疎通状況の監視強化 (2) 設備運転状況の監視強化 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置準備 (4) 電話利用の自粛等の広報活動準備
東日本旅客鉄道株式会社 (青堀駅、大貫駅、佐貫町駅、上総湊駅、竹岡駅、浜金谷駅)	<ol style="list-style-type: none"> 1 支社長（運転指令）から東海地震注意情報発表の情報を受領した場合、駅長は緊急事態の対処に必要な人員を確保するため、あらかじめ定められた伝達網により職員を非常招集する。 2 夜間等勤務時間外又は休日等の場合は、当直助役が前項の措置を行う。 3 警戒宣言が発せられた場合、原則として貨物列車の運転を抑止する手配を行う。 4 全旅客列車の運転規制の準備をする。
そ の 他 各防災関係機関	東海地震注意情報の発表を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民に冷静な対応を呼び掛ける広報を行う。

なお、各現場において混乱発生が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（市総務部、市消防本部、富津警察署等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報等を市民等に広報する。

各テレビ、ラジオの放送機関においては、東海地震注意情報の連絡を受けた時点から職員の動員等を行い、報道解禁時から警戒宣言発令までの間、通常番組の中断をし、放送を行うこととしている。

NHK千葉放送局では、千葉FM放送（富津市周辺 80.7MHz）により、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送することとしている。

【放送内容】

放送内容は次の事項を重点とする。

- (1) 東海地震注意情報の解説
- (2) 強化地域、観測データの解説
- (3) 混乱防止の呼び掛け
- (4) 防災知識の紹介

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止するため市及び各防災関係機関は、次により対応を講じる。

機 関 名	内 容
富 津 市	<p>防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部^{危機管理政策課}及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項
富 津 警 察 署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒警備等所要の措置を講じる。 2 市民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道株式会社 (青堀駅) (大貫駅) (佐貫町駅) (上総湊駅) (竹岡駅) (浜金谷駅)	<p>東海地震注意情報の発表を受けた場合、警戒宣言発令に備え、次により対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表し得る体制を整備するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (2) 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (3) 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 (4) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 (5) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 2 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 3 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 4 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 5 状況により警察官の応援要請をする。
東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ	<p>東海地震注意情報の情報に伴い、市民及び各事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなるのが想定されるので、次により措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼出による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え被害の未然防止及び軽減を図るため、市及び各防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1 警戒宣言発令時の活動体制

警戒宣言が発令された場合、直ちに災害対策本部を設置し、社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備えて被害の未然防止及び軽減を図るため、組織的運営による対策を円滑に実施する。

(1) 本部の設置

災害対策本部は、庁舎3階庁議室に設置し、総合的な指揮機能を有する。

(2) 本部組織

災害対策本部の組織は、災害対策基本法、富津市災害対策本部条例及び地震・津波編 第3章「第1節 災害応急活動体制」に定めるところによる。

(3) 所掌事務

災害対策本部は、関係機関の協力を得ながら次の事項を実施する。

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の各情報の収集伝達
- イ 各関係防災機関の防災体制及び必要な措置に係る連絡調整
- ウ 社会的混乱の防止に係る施策の協議実施
- エ 報道機関等への情報提供
- オ その他必要な対応事項

2 職員の動員配備


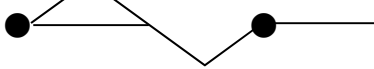
地震・津波編 第3章「第1節 災害応急活動体制」に定める第3配備とする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

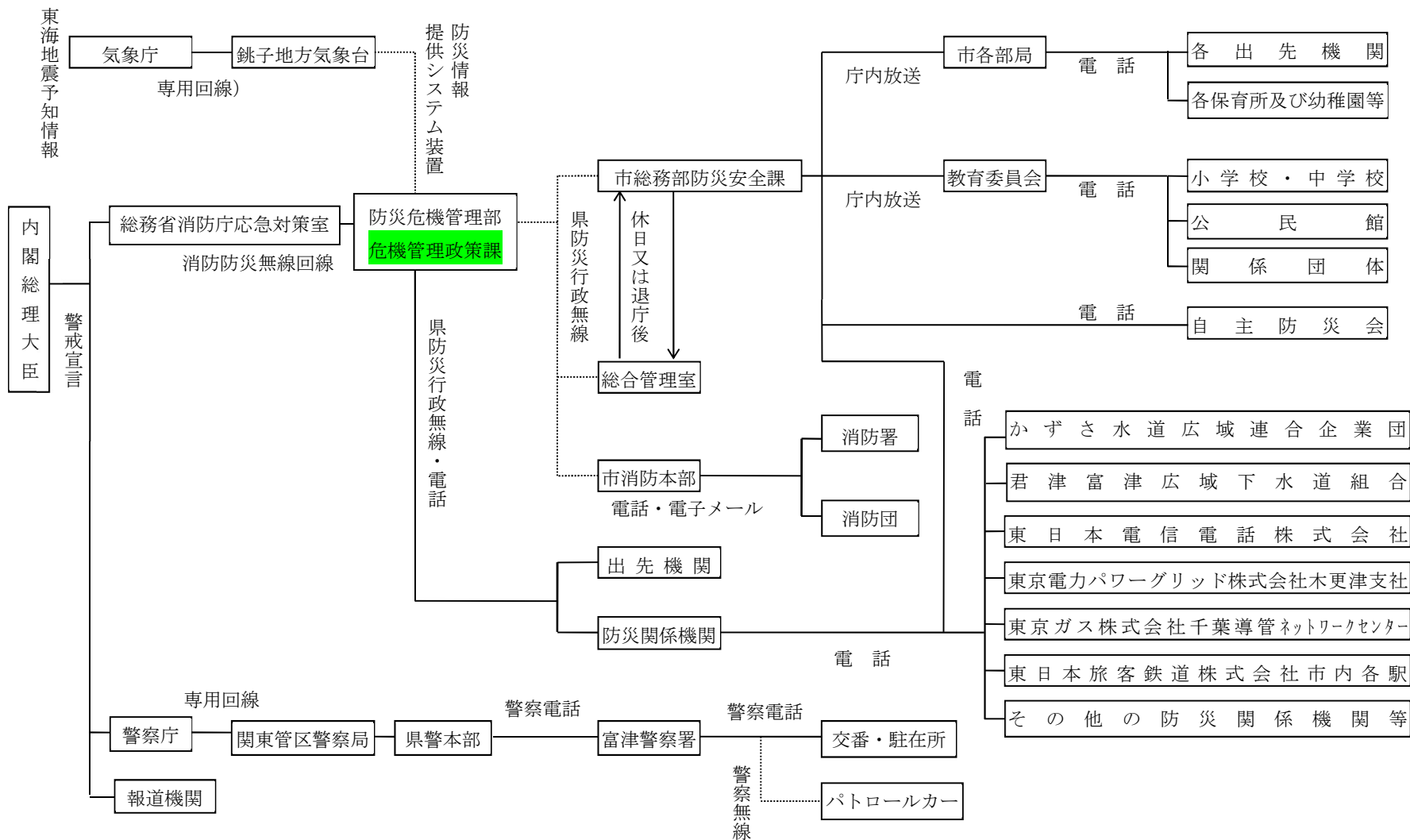
警戒宣言が発令された場合の対応措置を円滑に実施するため、市及び各防災関係機関は、警戒宣言の発令に係る情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達

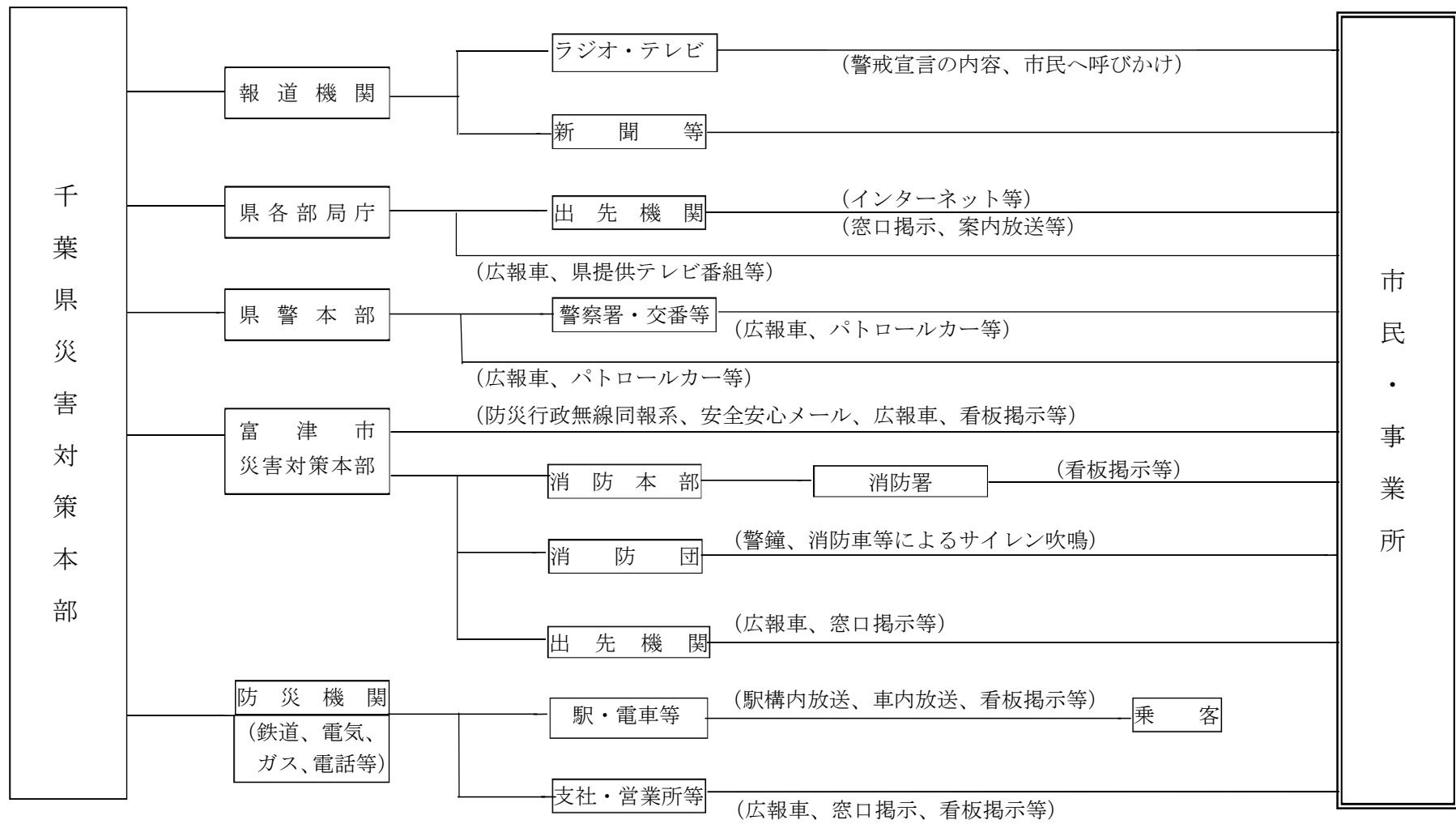
- (1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体等に対して直ちにその旨を伝達する。
- (2) 市民等に対しては、消防署、消防団及び防災関係機関の協力を得て、サイレンの吹鳴及び警鐘による防災信号並びに防災行政無線、富津市安全安心メール及び広報車等により、警戒宣言が発令されことを伝達する。

警 鐘	サイレン
(5 点)	(約 45 秒)
	
	(約 15 秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段)



（市民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段）



2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、市民及び施設利用者等に対し、次のとおり、所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、県災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

- (1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (2) 防災措置及び冷静な対応の呼び掛け
- (3) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け
- (4) 各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- (5) その他必要と認める事項

3 情報の収集伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、情報の収集伝達が正確に行われることが重要である。

したがって、使用可能な有線及び無線等のあらゆる機能を利用した情報の収集、伝達を実施し、必要によっては伝令等の収集連絡を行うものである。

(1) 通信連絡網

情報の迅速かつ確実な収集、伝達において、次の無線通信連絡網の効果的利用を図る。

- ア 富津市防災行政無線（移動系）
市各班への指示伝達、情報連絡の通信を行う。
- イ 富津市防災行政無線（同報系）
地震情報の伝達、通報を行う。
- ウ 千葉県防災行政無線
県と市間の情報収集、予警報の伝達を行う。
- エ アマチュア無線
市と地域内の情報収集の不足を補助する。

(2) 有線連絡網

災害対策本部に災害時優先電話を設けて、防災関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 情報伝達員の派遣

有線電話の輻輳等により、連絡手段として使用困難な場合においては、防災関係機関へ職員を派遣し無線等を利用した情報の収集、伝達に当たるものとする。

4 警戒宣言発令時等の広報文

広報文については、おおむね次のとおりとし、状況に応じて変更する。

(1) 警戒宣言発令について

こちらは防災ふつつです。

ただいま地震に関する警戒宣言が発令されました。予想される地震は規模マグニチュード〇〇、震源地〇〇（周辺）で、〇〇日（〇〇時間）以内に発生するとのことであります。市民の皆さんは、地震に備え冷静に行動してください。

特に、テレビ・ラジオ等の正確な情報を注意して聞いてください。

火の使用を自粛してください。

当座必要な飲料水、食料、医薬品を準備してください。

自家用車、電話等の使用を自粛してください。

地震発生時の避難場所を確認してください。

繰り返し申し上げます。市民の皆さんは、正しい情報を聞いて冷静に行動してください。

（再度繰り返す）

(2) 警戒宣言解除について

こちらは防災ふつつです。

ただ今から東海地震に係る警戒宣言発令解除についてお知らせいたします。

（2回繰り返す）

月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、
月 日 時 分に解除されました。

予想されました地震発生のおそれはなくなりました。

(3) 本市への影響に関する事項について

こちらは防災ふつつです。

ただ今から東海地震の警戒宣言関連情報をお知らせいたしますので、落ち着いて行動してください。（2度繰り返す）

月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は引き続き発令中です。予想される地震の規模は、マグニチュード（ ）震源地は（ ）周辺で、（ ）日以内に発生するとのことであります。

この地震が発生すると、市内では震度（ ）程度の地震になると予想されます。

市民の皆様は、引き続き今後のテレビ、ラジオ等の報道に十分注意してください。

なお、詳しい情報は、その都度お知らせいたしますので、落ち着いて行動してください。

(4) 市民等のとるべき防災措置等について

こちらは、防災ふつつです。

ただ今から東海地震の警戒宣言発令に伴う防災措置及び注意事項についてお知らせいたしますので、落ち着いて行動してください。

（2回繰り返す）

テレビ、ラジオ等で報道されておりますように、現在、東海地域に地震災害警戒宣言が発令されております。

このため、富津市でも万一に備え、防災体制を整えております。市民の皆様も万一に備え次のことに注意して、冷静な行動をとってください。

まず、第1は、火気の使用を自粛してください。

第2は、家具類等の転倒防止に努めてください。

第3は、当座必要な食料、飲料水、医薬品等必要な物を準備してください。

第4は、まさかの時の避難場所を確認してください。

第5は、この地震が発生すると、がけや、ブロック塀等が崩れやすくなり、大変危険ですので、近寄らないようにしてください。

第6は、この地震が発生すると、津波の危険があります。海岸付近にいる人は高い所に避難してください。

繰り返しお願いいたします。市民の皆様は正しい情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

(5) 避難の勧告及び指示について

こちらは防災ふつつです。
ただ今から、地区の皆様には避難のお知らせをいたしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
()地区の()では地震による()のおそれがあります。
速やかに市の指定避難場所()又は安全な場所へ避難してください。
なお、避難する時は、火の始末、ガスの元栓を確かめ、歩いて避難してください。

(6) ガス、水道、電気等の生活関連情報について

こちらは防災ふつつです。
ただ今、東海地震の警戒宣言が発令されております。
これから、ガス、水道及び電気の供給についてお知らせいたします。
(2回繰り返す)
まず、ガスの状況についてお知らせいたします。
都市ガスは、地震が起こるまで供給を続けます。都市ガスやプロパンガスを使う場合は、火のそばから離れないでください。
次に水道の状況についてお知らせいたします。
水道は地震が発生すると断水することがあります。必要な水はポリタンクや風呂場等へ汲みおきしてください。
次に電気の状況についてお知らせいたします。
電気は、地震が起こるまで停電することはありません。停電に備え、懐中電灯はあらかじめ用意してください。
なお、避難するときは、ブレーカーを必ず切ってください。

第3節 警備対策

富津警察署は、警戒宣言が発せられた場合の治安事象に対し、警戒活動を迅速適正に実施するため、次の措置をとる。

1 警備体制

(1) 警備体制の確立

事 項	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時
要員の参集範囲	署警備本部要員及び警備部隊要員	警察全職員
警備本部の設置等	署警備本部	署警備本部の強化

(2) 警備部隊の編制

警備部隊は、署必要人員をもって充てる。

2 警備実施

(1) 警備活動は、次の事項に関し実施する。

- ア 市民の動向把握、各種情報収集
- イ 交通混乱の防止及び緊急輸送路の確保
- ウ 広報等民心安定のための諸措置
- エ 不穏動向の未然防止、鎮圧及び各種犯罪の予防
- オ 危険場所の警戒及び避難措置
- カ 防災関係機関等の業務に関する協力
- キ その他必要な業務

(2) 部隊の適正運用

警戒宣言が発せられた場合は、各種広報、交通の安全確保、市民の動向把握、犯罪の予防及びパニック防止等の活動を重点とし、必要により次の要点等にあらかじめ部隊を配置するなど適正な部隊運用を図ることとする。

- ア 主要駅等人の集いが予想される場所
- イ 交通規制及び迂回誘導箇所及び主要交差点等交通要点
- ウ 災害危険箇所
- エ 金融機関、生活物資販売店、その他必要と認める施設等

3 広報

民心の安定を図り、混乱の発生を防止するため、次により効果的な警察広報を実施する。なお、広報重点地域は、2の(2)に掲げる要点とする。

広報内容	(1) 警戒宣言及びこれに関連する情報等の正確な内容 (2) 道路交通及び交通規制の状況 (3) 市民及び自動車運転者のとるべき措置 (4) 公共交通機関の運行状況 (5) その他、民心の安定を図るための正確な情報
広報手段	(1) 広報車、パトカー、交通事故処理車等車載拡声器による広報 (2) 交番員等による巡回広報 (3) 署、交番等の備え付け拡声器による広報 (4) その他、報道関係機関、防災関係機関を通じての広報

4 その他

(1) 危険物等の措置

ア 銃砲刀剣類の保管管理に関する指導

イ 高圧ガス、消防危険物、放射性物質、火薬類等、危険物取扱業者に対する危険物防止措置等に関する協力要請

(2) 通信の運用等

ア 警察無線、有線等の通信確保と統制

イ 通信資機材の点検と確保

(3) 警察施設の防護

第4節 水防・消防等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、津波、高潮、がけ崩れ等の危険に備え、次の措置を講じる。その他、地震・津波編 第3章「第6節 消防・救急救助・医療救護活動」に準ずる。

- 1 水門、樋門の施設の操作に備えた施設の点検整備
- 2 津波浸水想定区域、土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- 3 正確な情報の収集及び伝達
- 4 火災、水災害等防除のための警戒
- 5 火災発生の防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報
- 6 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 7 資機材の点検整備の実施

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道(株)青堀駅・大貫駅・佐貫町駅・上総湊駅・竹岡駅・浜金谷駅の措置

(1) 混乱防止対策

利用者が一時に集中して混乱による被害が予想される時、又はその列車の運行に支障を及ぼすおそれがあるときは、次により旅客の集中防止策をとる。

ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。

ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(2) 乗車券の取扱

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱をする。

2 バス、タクシー、フェリー等対策

市内のバス事業者、タクシー事業者及びフェリー会社は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 交通規制等

警戒宣言が発せられた場合において、富津警察署は、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、千葉県警察本部、隣接各警察署との連携を図り、広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- (1) 強化地域への一般車両流入抑制広報
- (2) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (3) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務

また、上記の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

2 道路管理者のとり措

(1) 市（土木班）のとり措

警戒宣言が発せられた場合は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報交換を行って、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、特に災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋りょうを重点的に巡視する。

イ 工事中道路の安全対策

緊急時に支障とならぬよう工事を中止し、安全対策を確立した上で緊急車両等の円滑な運行の確保を図る。

(2) 県君津土木事務所・同天羽出張所のとり措

警戒宣言が発せられた場合は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報交換を行って、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、特に災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋りょう、トンネルを重点的に、緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中道路の安全対策

緊急時に支障とならぬよう工事を中止し、安全対策を確立した上で緊急車両等の円滑な運行の確保を図る。

(3) 国土交通省関東地方整備局

ア 道路施設に関する対策

(ア) 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域では、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

(イ) 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるとともに、必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。

イ 道路交通対策

(ア) 警戒宣言等が発令された場合には、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。

(イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に

対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。

ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備え、資機材、人員等の輸送体制を確認する。

(4) 東日本高速道路株式会社関東支社

ア 警戒宣言時には、道路利用者に対し、必要な緊急広報に努める。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。

(ア) 東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路
県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。

(イ) 他道路管理者の管理する道路
関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

ウ 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。

(ア) 道路
道路巡回等により、道路状況の把握に努める。

(イ) 電気通信設備
地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

(ウ) 工事中箇所
工事中の箇所は原則として工事を中断し、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策

1 上水道対策〔かずさ水道広域連合企業団〕

警戒宣言が発せられた場合においても可能な限り平常どおりの供給を継続し、市民、事業所が緊急貯水を実施することにより、増大する需要に対して円滑な供給を行い、発災に備えた緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(1) 人員の確保、資機材の点検整備

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、指定工事店等との連絡、協力体制について確認し、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(2) 施設の保安措置

警戒宣言における施設設備等の保安点検措置をあらかじめ定めておき、警戒宣言が発せられた場合、直ちに点検整備を実施、浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意して、原則的には搬入しない。また、工事現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(3) 広報

市民等に対する緊急貯水の呼び掛けを重点にして、ホームページへの掲載及び広報車によるものと水道工事店の店頭掲示板により実施する。

ア 警戒宣言時においても、通常の給水が維持されていること。

イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。

(ア) 飲料水の汲み置き

ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

(イ) 生活用水の汲み置き

浴槽等を利用し、貯水する。

ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

2 下水道対策〔君津富津広域下水道組合〕

(1) 危険物を取り扱う処理場の運転管理については、組合職員、委託業者との連携を図り、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

(2) 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

3 電気対策〔東京電力パワーグリッド株式会社〕

(1) 基本方針

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に

備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

(3) 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

◆災害時における電気に関する広報事項

- 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。
- 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。
- 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。

4 ガス対策 [東京ガス株式会社]

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制をとる。また、東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

(2) 人員の確保・資機材の点検整備等

ア 人員の確保

非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 資機材、工具の確認等

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- (ア) 災害対策用資機材等の確保
- (イ) 代替熱源の確保
- (ウ) 生活必需品の確保
- (エ) 前進基地の確保

(3) 施設の保安措置等

ア ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等についてあらかじめ定める要領に従い巡視点検及び検査を行う。

イ 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急保安措置の上、工事又は作業を中断する。

ウ その他の保安措置

警戒宣言が発せられた場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(4) 広報

需要家に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに、県とも必要に応じて連携を図る。

ア 広報内容

(ア) 一般需要家に対して

- a 緊急時におけるガス栓の閉止
- b 警戒宣言時のガス供給の継続
- c 強震時におけるガスの供給停止
- d ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
 - (a) 不使用ガス栓の閉止の確認
 - (b) 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止
 - (c) 供給停止後のガス使用の禁止
 - (d) 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作

(イ) 特定需要家に対して

- a ガス機器の使用抑制依頼
- b 地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス供給しゃ断の要請

イ 広報手段

ラジオ・テレビ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

5 通信対策〔東日本電信電話株式会社千葉事業部〕

警戒宣言の発令等に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、市民に大きな支障をきたさないことを基本として次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は次による。

- ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ア 局内予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全措置

(4) 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されるところから、次の考え方で対処する。

- ア 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- イ 一般通話については、集中呼出による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今込み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関等の緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

【株式会社NTTドコモ】

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

ア 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社に準ずる。

イ 資機材の点検、確認等

(ア) 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

(イ) 災害復旧用資機材、車両の確認

(ウ) 工事中施設等の安全対策

ウ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び市民による家族間の連絡等の増加による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

【KDDI株式会社】

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

ア 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部および現地対策室を設置する。

イ 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

ウ 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

エ 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校対策

市教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合、児童生徒の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後、校長は、直ちに授業を中止し、児童生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法は、通学（園）路の安全を確保し集団で下校させるか、連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
また、交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- (4) 保護者への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ的確にできるよう手段を定め、関係者に徹底させておく。
- (5) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、防災上改善が必要な部分について早急に必要な処置をとる。
- (6) 職員は、あらかじめ計画された分掌により迅速かつ適切な行動をとる。
- (7) 地域の関係機関、団体との連絡を密にし、対処する。
- (8) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

2 病院対策

警戒宣言が発令された場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては一般社団法人君津木更津医師会等を通じて対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3 社会福祉施設等対策

各社会福祉施設は、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、通所（園）施設、収容施設の別及び通所（園）者、収容者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定めるものとする。

- (1) 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法を明確にしておくものとして、その連絡網が使用不能となった場合の代替手段を定めておく。
- (2) 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

- (3) 出火防止
消火器等の点検、火気使用設備等の使用制限、緊急貯水等
- (4) 通所（園）者、収容者等の安全確保
応急援護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬具等の確認
- (5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
 - ア 通園バスを使用している園児は、通常運行している道順により指定された地点で保護者に引き渡す。
 - イ 園児は、あらかじめ定めた方法により、利用者名簿確認の上、保護者に引き渡す。
なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
 - ウ 保護者への引き渡しが終わるまで園児は園で保護する。
 - エ 園外における指導時には、速やかに帰園するものとし、帰園後園児を保護者に引き渡す。
また、交通機関、道路の状況等によって、帰園することが危険と判断される場合は、園に連絡をとり適宜の措置をとる。
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
 - ア 園児の引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをする。
 - イ 職員、園児、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においては、直ちに避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は市民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合には、必要に応じて避難の勧告又は指示を行い、市民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難指示

市長は、必要に応じて各関係機関と協力し、防災行政無線、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等により速やかに避難指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食、給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報等伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに県及び防災関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、病弱者等の配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して給食活動を行う。

(8) 生活必需物資の支給

衣料、寝具等生活必需物資の不足する者に対して支給を行う。

(9) その他

避難終了後、消防署、警察署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等の災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難指示体制の確立

防災行政無線、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する支援体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、要配慮者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 市民に対する周知

避難対象地区の市民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救援救護・防疫対策・保健活動対策

1 救援救護対策

機 関 名	内 容
医 療 班	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられた場合、職員を非常招集するとともに、関係機関との情報交換を密にする。 一般社団法人君津木更津医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう、また、発災後の負傷者への対応を要請する。
君津健康福祉センター（君津保健所）	<ol style="list-style-type: none"> 関係機関との情報交換を密にするとともに、救援出動要請に備え、出動準備を整える。
一般社団法人君津木更津医師会	<ol style="list-style-type: none"> 医師会員に対して発災に備え、連絡体制を確保するよう指示する。 会員医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
経 済 班	<ol style="list-style-type: none"> 応急救護等が必要となる事態の発生に際し、市民からの要請があった場合は、必要な物資を支給又は貸与する。 物資の支給又は貸与に当たっては、市の備蓄品及び販売業者から調達した物資を充てるほか、必要に応じ日本赤十字社千葉県支部に対し、毛布、敷布、日用品セット、医薬品等、生活必需品の応急救護を要請する。

2 防疫対策

機 関 名	内 容
環 境 班 医 療 班	<ol style="list-style-type: none"> 災害の規模に応じた防疫体制を設け、対策の推進を図る。 市民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認を行う。
君津健康福祉センター（君津保健所）	<ol style="list-style-type: none"> 検病調査及び健康診断の必要が予想されるため、地区医師会の協力を得て班（1班の編成：医師1名、保健師又は看護師1名、その他2名）の編成を行う。 市に対して災害発生後の防疫情報及び防疫活動について周知徹底を図る。 人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送のため、必要に応じて配車等の措置を行う。 市に対し、被災地で供給する飲料水について、水質検査を含めた水の安全確保対策について指導する。

3 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- (1) 平時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。なお、要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への必要な支援を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は君津健康福祉センターを通じて県に派遣依頼をする。
- (4) 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による市民の不安解消への対応を実施する。

第11節 その他の対策

1 食料、医薬品の確保

市及び君津健康福祉センター（君津保健所）は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するために次の措置を講じる。

(1) 食料の確保（経済班）

ア 米穀の確保に当たっては、県に対し、災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

イ 市、卸売業者間の協力体制を確立し、運搬車両及び人員の手配を指示する。

ウ その他の食料の確保に当たっては、市内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

(2) 医薬品の確保（医療班）

医薬品の供給準備体制をとるよう関係機関に協力を依頼する。

2 緊急輸送の実施準備

市は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

地震・津波編 第4章 第8節「緊急輸送・燃料確保対策」によるものとする。

3 危険動物の逃走防止

特定動物の飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は次のとおりである。

(1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。

(2) 動物が施設から逃走したときは、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、捕獲、その他必要な措置を講じる。

4 市税の減免等

地震・津波編 第4章 第1節「1 市税の減免等」に準ずる。

第6章 市民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては次の被害が予想される。

- (1) 壁に割れ目が入る。
- (2) 墓石・石燈籠が倒れる。
- (3) 煙突・石垣等が破損する。
- (4) 軟弱な地盤では割れたり崩れたりする。
- (5) ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、市民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

このため市民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<ol style="list-style-type: none"> (1) 家や塀の耐震化を促進する。 <ol style="list-style-type: none"> ア 自宅の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格のものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定等する。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ol style="list-style-type: none"> ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火水の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水≒3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾麺、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等）と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 (6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱等に入れて準備しておく。なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など）を準備しておく。 (8) 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。

<p>平 時</p>	<p>(9) 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 例：飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬、モバイルバッテリーなど</p> <p>(10) 防災講習会、訓練に参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(11) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の、避難場所、避難経路、安否確認方法を話し合っておく。</p> <p>(12) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
<p>東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の利用を自粛する。 (3) 自家用車の使用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 市等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、市、警察署、消防本部等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等を貼る。 ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童、生徒、高齢者、傷病者が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用を避ける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとるべき措置

（自主防災組織が結成されていない地域にあつては、区（自治会）等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。）

区分	とるべき措置
平時	(1) 組織の編成と各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 地域の実状に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 市、消防本部等防災機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確立する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防本部等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して市民のとるべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと。） (4) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。 (5) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。 (6) 防災資機材等を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たる者）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>ウ 従業員の安否確認方法</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 防災資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材、非常用電源等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市、消防本部等防災機関から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防本部等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限度とし、いつでも消火できる態勢をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等については、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等出火、爆発等により周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所は、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>